

# 時局日誌 (二十五)

H  
Y  
生

八月十六日

石炭販賣取締規則(商工省令第四三號)公布

英國領香港附近における作戦行動開始に當り十四日我軍は英國側に對し左の通牒を發した。日本側は作戦の必要上軍隊を東莞縣及び寶安縣下に作戦せしめ英國租界地附近に行動することあるにつき豫告す、よつて貴方において我軍の行動を妨害し或は支那軍をして貴租界地を利用せしむる如き場合に發生すべき不祥事に關してその責任は總て貴方に存するにつき特に申添ふ。

我が軍の先遣隊は寶安縣城を占領後、猛進また猛進十六日午前八時過ぎ深圳西方四キロの新村を突破し、同九時半深圳西に入城し、輝く日章旗を立てた。深圳は嘗て我が軍が一度占領したところの舊戰場、英領香港の國境近く廣九線の要衝である。斯くて英領香港よりする授蔣ルートの大動脈を切斷した。

八月十八日

博恭王妃經子殿下本日午後一時二十分辭岡縣熱海市熱海伏見宮別邸ニ於テ薨去セラル(宮内省告示第二三號)、陸軍諸學校ニ於ケル幹部候補生教育ニ關スル件(勅

令第五七八號)、陸軍通信學校令中改正(勅令第五八一號)、陸軍々醫學學校令中改正(勅令第五八二號)、陸軍獸醫學學校令中改正(勅令第五八四號)、陸軍經理學校令中改正(勅令第五八五號)、海軍豫備員候補者令中改正(勅令第五九〇號)、海軍豫備員令中改正(勅令第五九一號)、所得稅法施行規則中改正(勅令第五九六號)、營業收益稅法施行規則中改正(勅令第五九七號)公布

有田外相は十八日の定例閣議に於て通商問題を中心とする對米關係並にダンチと問題を繞る歐洲情勢につき報告を行つ

たが、「日米通商航海條約廢棄問題の其の後については目下冷靜に事態の推移を注視してをり、善後處置についても慎重に考慮してゐる。ダンテと問題については未だ確たる報告に接してゐないので確實な見透しの判斷は今のところつき兼ねる」旨を報告した。

ノモンハン戰場は十二、十三、十四の三日間に互り我猛攻に逆襲を企圖しつゝありしノロ高地正面の敵もその後多數の死體を遺して完全に潰走し、又對岸の戰場一帯に活動を續けてゐた敵の重砲陣も我空軍の殆ど連日の猛爆と我〇砲の一齊射撃に片端より破壊されて時折緩漫な砲撃を行ふ外全く沈黙し辛うじて餘喘を保つてゐるに過ぎない。

島島(八丈島前島)十七日夕爆發す、人畜被害なき見込。

### 八月十九日

海軍豫備員令施行規則中改正(海軍省令第一五號)、海軍豫備練習生規則中改正

### 八月二十日

(海軍省令第一六號)公布

去る七月中旬よりベルリンにおいて本格的に交渉を再開したドイツ、ソ聯間の通商交渉は最近急速に進捗し十九日ベルリンにおいてドイツ側外務省參事官シュエーレ博士とソ聯側ベルリン駐在通商副代表ババリン氏との間に正式に調印を終つた旨ドイツ當局から廿日午後十時非公式に發表された。

### 八月二十一日

中央航空研究所施設委員會官制(勅令第五九九號)公布

ドイツ政府は二十一日午後十時二十分突如ラヂオを通じ、今回ソ聯ドイツ兩國間に不侵略條約が締結されることに決定した旨を一般に發表しリツベントロップ獨外相は二十三日同條約正式調印のため飛行機でモスコウに赴く豫定である旨放送した。

ソ聯政府も「獨ソ通商條約成立に續い

て兩國間の政治的關係改善の問題が起つた。本問題に關しては獨ソ兩國政府は豫て意見の交換を行つてゐたが、その結果獨ソ兩國は兩國政治關係の緊張緩和、戰爭の脅威除去並に獨ソ不侵略條約の締結を希望することが明かとなつた。リツベントロップ獨外相は右條約締結交渉のため二、三日中にモスコウに到着する筈である」と發表。

陸の猛鷲は松、坂本各部隊は二十一日午前十一時湖南省常德を襲ひ巨彈を浴せて市内の軍事施設、敵司令部を完全に粉砕更に沅江に浮ぶ戒克二百隻を矢繼早の急降下爆撃で木ツ葉微塵に爆碎水柱天に冲する凄慘な光景を見せ全機無事歸還した。

海鷲猛爆をつゞける。即ち

一、北支方面に於て十七日海軍陸戰隊は治安隊と協力半平に來襲せる敵の大部隊と交戦これを南方に潰走せしめた。

二、中支方面に於て昨日海軍航空部隊

は廣信(江西省東北部)及び獨城(南昌南西六十軒)を廣信に於ては政治部及び附近機銃陣地を爆破し、獨城に於ては軍事施設に對し全彈を集中、内四個所に大火災を二個所に大爆發を生ぜしめたり。

三、南支方面に於て海軍航空隊は十九日新會、海晏を猛撃し之に多大の損害を與へたる他東浦(潮州西方)閃橋(潮州西北西)の敵據點陣地を爆撃し地上部隊の進撃に寄與せり。

四、海南島に於て海軍陸戰隊は十八日早朝同島西部昌江縣城を攻略し、引續き附近一帯を掃蕩せり。

荒木、大瀧、竹田各部隊は九日より南部山西稷玉山附近における敵の遊撃隊根據地を東西南の三方から包圍攻撃しこれを覆滅大損害を與へたがその戦果は、敵の遺棄死體七十七、捕虜五十六、鹵獲品小銃二百三十、拳銃五十三、手榴彈十二、青龍刀六百四、軍服一千六百、自轉車三

百、食鹽一萬六千斤、棉花三十俵、軍馬二十六頭その他多數で、特に手榴彈工場一、彈藥庫一、被服庫一、糧秣庫二、紡績工場八を潰滅したことは敵の軍需關係に致命的打撃を與へたものと見られてゐる。

#### 滿洲國境戰

一、十七日夕以來敵の砲兵はわが砲兵に對し砲撃を加へ來りたるを以てわが砲兵は十八日猛烈なる破催射撃を實施し、その三中隊を撲滅し六中隊に大なる損害を與へたり。

二、わが航空隊は廿日午前七時過ぎ戰場上空において敵エス・ビー爆撃機十機と交戦しその二機を撃墜、又同日午前九時五十分より約三十分間川股上空においてイー十六型八十機と交戦しその三十二機を確實に撃墜せり。

三、二十日午後一時三十分地上部隊はヘロンアルシャン上空に飛來せる敵戦闘機イー十六型三十機を確實に撃墜せり。

#### 八月二十二日

酪農業調整法施行期日(八月二十五日)ノ件(勅令第六〇〇號)、酪農業調整法施行令(勅令第六〇一號)、日本藥局方中改正(厚生省令第二七號)、内務省所管工場勞働統計實地調査手續(内務省訓令第一四號)公布

八月二十一日我が航空隊は午前六時、同十一時、午後三時、同七時の四回に互り出動毎回数數十機の敵機と交戦し計九十七機を確實に撃墜せり、我が方未だ歸還せざるもの五機を出だせり。ノモハン事件突發以來昨二十一日までに於ける敵機撃墜数は遂に一千機を突破し總計一千百一機に達せり、尙我が方の損害機数は計八十七機となれり、その細部を示せば左の如し、

◇航空部隊の撃墜したるもの(確實なるもの一〇〇八、不確實九七)◇地上部隊の撃墜せるもの(確實なるもの九十三、外蒙領に不時着せしめたるもの

十八)◇總計確實なるもの一、二〇一、不確實又は外蒙領へ不時着せしめたるもの一一五。

工部局英人巡查の不法殺傷事件に關し重大關心を有する我が現地陸海軍は二十二日夜當局談の形式で其の決意を發表し且つ三浦總領事は共同租界工部局參事會長フランクリン氏に對し書簡を以て日本側としての正式意志表示を行つた。その要旨次の如し、

一、本事件の非は全く工部局側にあり。  
一、日本側においては租界内外の治安維持の責任上本事件に對し極めて重大なる關心を有し本事件發生の根本原因排除のために更に必要なる要求と措置を行ふべきことを留保す。  
一、工部局との間に諒解の略成立し居れる蘇州河以北地區への警察の復歸は當分の間これを延期する。

八月二十三日

不動産融資損失審査會官制(勅令第六〇

二號)、陸軍歩兵學校令改正(軍令第七號)、陸軍戰車學校令改正(軍令陸第八號)、陸軍騎兵學校令改正(軍令陸第九號)、陸軍野戰砲兵學校令(軍令陸第一〇號)、陸軍重砲兵學校令改正(軍令陸第一一號)、陸軍防空學校令改正(軍令陸第一二號)、陸軍工兵學校令改正(軍令陸第一三號)、陸軍習志野學校令(軍令陸第一四號)公布

帝都の中央神田小川町に日本一の共同炊事場が設置され中小工學職工千五百人に配給することとなつた。夫れは社團法人神田工場主令榮養食配給組合の模範的施設である。

二十二日午前わが陸軍航空隊竹下大尉の指揮する〇〇機は江西省贛江流域の吉安飛行場及び敵の後方施設を爆撃、二十一日の爆撃に引續き飛行場及び附近の軍事施設に大打撃を與へた。一方森玉部隊の〇〇機も二十二日午後岳州西方五十キロの監利を爆撃多大の戦果を收めた。二

十三日午前引續き竹下大尉の指揮する〇〇機は南昌東方二百キロの廣信を爆撃した。

齋藤中尉の指揮する我が兵は十六日青浦から民船に乗じクリーク傳ひに進撃、十七日午前四時觀音堂鎮附近に蟄居する顧福生麾下の敵巢窟を急襲敵の第二大隊長宿舎を包圍してこれを掃蕩とし奇襲作戦に凱歌を奏した。又午前五時頃同部隊高野大尉の指揮する一隊は重個鎮の賊匪を攻撃その頭梁余某は風を食つて逃亡してゐたが輕機四その他彈藥等多數の鹵獲品をみやげに引揚げた。

八月二十四日

人口問題研究所官制(勅令第六〇二號)、酪農業調整法施行規則(農林省令第四〇號)公布

全世界の關心を集中した獨り不侵略條約の正式調印は二十三夜クレムリン宮において行はれたが、調印式終了後會談經過につき左の如き公式發表があつた。

リッペントロップ外相は二十三日午後  
フォン・シュレンベルグ大使同道クレ  
ムリン宮に赴きスターリン黨書記長、  
モロトフ外務人民委員と三時間にわた  
り會見を、更に午後十時クレムリン宮  
において會談續行の結果、ソ兩國間に  
不侵略條約を締結するに意見一致し、  
リッペントロップドイツ外相、モトロ  
フ外務人民委員はスターリン黨書記長  
フォン・シュレンベルグ大使同席の上  
調印を終了した。

獨ソ不侵略條約締結に關する大島駐獨  
大使からの詳細なる公電は二十四日朝外  
務省に到着したが、この公電は獨ソ不侵  
略條約の條文並にリッペントロップ大島  
會見の内容を詳細に傳へたものである。  
平沼首相は二十四日の參議會に於て獨ソ  
條約締結に關する獨逸の眞意は明瞭にな  
つたとて、リッペントロップ大島會見の  
内容について左の如き報告をなした。即  
ちリッペントロップ外相はモスコイ出發

直前大島大使と會見したが、その時大島  
大使より「獨ソ條約締結により日獨樞軸  
關係は變更を受けるのか」と質したるに  
對し、リッペントロップ外相は「遺憾乍  
ら變更を餘儀なくする外はないと考へ  
る、然しながら日獨樞軸の關係は更に別  
の觀點から考へたいと思つてゐる」と答  
へたとの事である。

平沼首相は二十四日首相官邸で開かれ  
た定例參議會に出席、獨ソ不侵略條約締  
結問題につき其後の大島駐獨大使からの  
公電を基礎として報告を行つたが、獨ソ  
不侵略條約締結に對する政府の態度とし  
ては「既に發生した事態は事實としてこ  
れを認め我が方としては白紙の立場に還  
元して獨自の立場に立つて對外内策とも  
再出發する決意である」旨を述べた。  
二十三日夜モスコイに於て調印された  
獨ソ不侵略條約が二十四日モスコイとペ  
ルリンの双方に於いて公表されたがその  
全文左の通り。

獨ソ兩國政府は獨ソ間の平和を強化せ  
んと希望に基き且一九二六年四月獨ソ  
間に締結された中立協約の基本的條項よ  
り出發して次の協定に到達せり。

第一條 兩締約國は互に相手國に對し單  
獨たると他國と共同たるを問はず、暴  
力の行使、侵略的行動並びに攻撃を爲  
さざる旨を約す。

第二條 兩締約國の一方が第三國の攻撃  
の對象となりたる場合、他の締約國は  
如何なる形式に於ても右第三國を支援  
せず。

第三條 兩締約國政府は兩國の共通の利  
害に關係ある諸問題に付相互に情報交  
換の爲常時協議し接觸を保つべし。

第四條 兩締約國の何れも相手國に直接  
又は間接に對抗する如何なる國家群の  
形成 (grouping of powers) にも參加  
せず。

第五條 兩締約國間に諸設の問題に付紛  
議乃至紛争の發生せる場合には、兩締

約國は同紛争を友好的意見交換或は必要の場合には紛争解決を目的とする委員會の設立により、専ら平和的に解消せしむ。

第六條 本條約の期限は十年とす、但し兩締約國の一方が期限終了一ヶ年前に廢棄を通告せぬ限り、本條約の有効期間は自動的に五ヶ年延長されしものと見做さるべきものとす。

第七條 本條約は可及的短期間に批准さるべきものとし、批准交換はベルリンに於て行はるべきものとす、本條約は調印と同時に効力を發生するものとす  
本條約原文は一九三九年八月二十三日モスコに於て獨ソ兩國語を以て各一通宛作製せられたり

署名 ドイツ政府代表 ヨアヒム・

リツベントロツプ

ソ聯政府全權 ヴィアチエス

ラフ・モロトフ

海鷲の爆撃各地に及ぶ左の如し、

一、北支方面 二十日より廿二日に至る期間、海軍陸戰隊は治安隊を伴ひ牟平山(東省南)東方に進出し敵約三百を奇襲、之を潰走せしめたる外他の有力部隊は威海衛東南方地域に蟄踞せる殘敵三百五十を攻撃、之を殲滅せり。  
二、中南支方面 廿二日海軍航空隊は江西省廣信に於て政治部敵軍司令部を爆撃し、更に河口鎮を襲ひ倉庫群及び多數の軍馬並に軍事施設を爆碎之に多大の損害を與へたり。△廿三日夜間淺野中佐の指揮する海軍航空隊の精銳部隊は重慶西方十キロにある小龍坎を襲撃折柄挑戰し來れる敵開機五機を撃退し極めて熾烈なる照射砲撃を冒しつゝ有効的なる爆撃を敢行軍需工場その他の軍事施設を粉砕、内六ヶ所より大火災を起さしめ、之に潰滅的打撃を與へ全機無事歸還せり。尙同攻撃部隊の一部は途上宜都を攻撃し之に多大の損害を與へたり。△又同日浙江省麗水を攻撃

せる空襲部隊は殘存せる軍事施設の一部を破壊し大なる戦果を收めたり。

三、南支方面 二十一日海軍航空隊は興寧(廣東省東部)において迷彩を施せる軍用自動車群を銃爆撃し、中二臺を燒失せしめこれに大打撃を與へたる外二十三日鎮南關、憑祥(共に廣西省)方面において軍用トラック群及び倉庫數棟を爆破せり、なほ同日陸軍部隊に協力せる他の攻撃部隊は潮州附近桃山を反覆爆撃し所在の敵を潰走せしめたり。

### 八月二十五日

陸軍軍法會議ニ依り市町村吏員ノ行フヘキ職務ニ關スル件中改正(勅令第六一〇號)、海軍軍法令ニ依り市町村吏員ノ行フヘキ職務ニ關スル件中改正(勅令第六一一號)公布

ルーズベルト大統領は二十四日ヒトラー總統及びモシツキーポランド大統領に宛て戦争回避に關する三個の方途を含む新案を親電を以て提起した。尙右親電

は二十四日イタリア皇帝エマヌエル二世宛ての親電と相俟つて歐洲大戦回避に關するアメリカの積極的乗出しとして注目される。

ルーズヴェルト大統領の親電に感られた平和維持に關する三個の提案は次の通りである。

(一)、獨波間の交渉開始。(二)、紛争を仲裁裁判に付する。(三)、或は仲裁又ハ調停者の選任による和協方針の採擇。

ルーズヴェルト大統領は右の三案の中何れか一つを採擇されべき旨を要請した。後次の如く述べてゐる。「余は獨波兩國元首が合理的且合意により確定された期間内は一切敵對行爲に出ないとの休戰提議に應ぜられるやう要請する。而して余は兩國が右三案の中何れか一つを採用し互に相手國の獨立と領土完整を完全に尊重することに同意されるやう希望する」と。有田外相は二十五日の閣議決定の方針に基きドイツに對し日獨防共樞軸強化打

切りを道達せしめると共に、獨ソ不侵略條約と日獨防共協定の背反につき抗議せしむるため同日午後大島駐獨大使に左の如き内容の訓電を發した。

一、獨ソ不侵略條約は日獨防共協定に精神的に抵觸するものである。よつてこの旨ドイツ政府に抗議を提出すべきこと。

一、帝國政府に於て今日迄考究して來た日獨防共樞軸強化問題はこれを以て打切りとする、この旨ドイツ政府に通告すべきこと。

### 八月二十六日

世界一周機「ニツボン」は此朝十時二十七分羽田飛行場を出發。

### 八月二十七日

第三次ノモンハン事件へと進展した滿蒙國境ホロンバイルの砂漠草原における戰鬪は二十四日來のわが攻撃開始に依つて愈熾烈化して來たが、二十七日拂曉に至り敵の砲兵部隊の行動が果然積極的と

なり將軍廟及びノモンハン前のわが陣地に敵彈が雨霰と落下し、これに對しわが砲兵部隊も敵砲兵陣地に對し猛烈に砲撃を加へ彼等の砲聲は股々として雨雲低く垂れるノモンハン戰場に轟き渡つてゐる。

ハルハ河を渡河大舉越境せる敵の機械化部隊を主力とする戰車約三百、兵力五千の大部隊を捕捉殲滅すべく大包圍戰を展開した。我軍の攻撃は二十七日朝來愈猛烈を極め午前十一時には早くも敵を漸次制壓しハルハ河畔に壓迫中である。二十七日朝來フイ高地北側に敵戰車數百臺がわが右翼部隊を切崩さんと迂回侵入し來たつたが、わが航空部隊は直ちに出勤轟進中の戰車群に爆彈の雨を降らしその百二、三十臺を擱挫炎上せしめた。

### 八月二十八日

「ニツボン」は午前六時四十五分八秒難航路を突破して「ノーム」に着す、行程五千三百四十キロ。

### 八月二十九日

獸醫師試験委員官制(勅令六一二號)、工  
藝指導所官制中改正(勅令第六一三號)、  
總動員試験研究令(勅令第六二三號)、女  
子ノ坑内就業ニ關スル續夫勞役扶助規則  
第十一條ノ二特例ニ關スル件(厚生省令  
第二八號)公布

平沼内閣總辭職す、平沼首相總辭職の  
理由を左の如く發表す。

「不肖癡に大命を拜し内閣董督の重任に  
當りて以來、日夜聖旨を奉體して閣僚と  
協力し、一意専心、時艱を克服して東亞  
の新秩序を建設し、以て聖戰の目的達成  
に邁進して參つたのであります。而して  
外交は建國の皇謀に則り、道議を基礎と  
して世界の平和と文化とに寄與するを第  
一義とし、此の方針の下に對歐政策を考  
慮し、屢次之を閣下に奏聞し來つたので  
あります。然るに今回締結せられたる獨  
蘇不可侵條約に依り、歐洲の天地は複雑  
怪奇なる新情勢を生じたので、我が方は  
之に鑑み從來準備し來つた政策は之を打

切り、更に別途の政策樹立を必要とする  
に至りました。是は明かに不肖が屢次奏  
開した所を變更し、再び聖慮を煩はし奉  
ることとなりましたので、輔弼の重責に  
顧み、洵に恐懼に堪へませぬ、臣子の分  
として此の上現職に留りますことは、聖  
恩に仰るゝの惧があります。猶ほ國內の  
體制を整へ、外交の機軸を改め、此の非  
常時局を突破せんとするに當つては、面  
を轉換し、人心を一新するを以て、刻下の  
急務と信ずるものであります。以上の理  
由により本日閣下に伏し、謹みて骸骨を  
乞ひ奉つた次第であります。」

午後九時豫備陸軍大將阿部信行氏に内  
閣組織の大命降下す。

オット駐日ドイツ大使は二十九日本國  
政府の命令により陸海兩省に對し本年度  
ナチス黨大會は中止することに決定した  
ため、目下黨大會列席のため訪獨途中  
にある我が寺内、大角兩大將は今後然る  
べく自由行動をとられたき旨を通告して

來た。仍つて我が陸海當局は緊迫せる歐  
洲の風雲に鑑み外務當局と協議の上、兩  
大將に對し適宜の行動を指示することに  
なる模様である。

ベルギー首相兼外相ビエロ氏は二十八  
日バルジュトンフランス大使、クライヴ  
イギリス大使、ロジャコノイタリヤ大使  
並にモスチツキーポーランド大使に個別  
的來訪を求め、ベルギー國王レオポルト  
三世並にオランダ女王ウイイルヘルミナ陛  
下はヨーロツパ危機回避のためイギリス  
フランス、ドイツ、イタリヤ、ポーラン  
ドを含むヨーロツパ六國平和會議開催に  
つき斡旋の勞をとる用意ありと通告した  
ことが廿九日に至り判明した。

二十九日午前八時半頃我陸の荒鷲松村  
三上兩部隊は滿蒙國境河股上空において  
敵のイ十六の編隊約四十機よりなる敵機  
と遭遇、兩部隊とも各七機合計十四機を  
擊墜無事歸還した。

中支方面に於て昨二十八日深更我が海



軍航空隊の精銳部隊は奥田大佐及び安藤大佐直率の下に月明を利し大舉して再び重慶西方小龍坎を急襲、折柄我に挑みかゝれる敵戦闘機三機を撃攘し極めて熾烈なる敵の照射砲撃を冒しつゝ附近の軍事施設に巨弾を浴せ完膚なきまで之を粉碎九ヶ所より大火災を起さしめたり。

南支方面に於て海軍航空隊は二十七日潮州西方鳳翔を攻撃、倉庫其他の軍事施設多數を爆破之に甚大なる損害を與へたり。

陸の荒鷲山口部隊は二十七日夜の潼關爆撃に引續き廿八日正午〇〇機編隊をもつて隴海線の靈寶(河南省西北部)を急襲し、鐵道その他軍事施設に猛爆を加へ多大の損害を與へ全機無事歸還した。

夏季攻勢を呼號して蠢動する上海周緣地區の敵に對し、我が眞田部隊は去る十八日から二十二日まで南市松江青浦の隨所に出撃して殲滅的打撃を與へた。この戰鬪に於ける我が方の犠牲は僅に死傷一

名綜合戰果は次の通り赫々たるものである。敵の遺棄死體二五二、捕虜二〇、鹵獲品輕機八、小銃二四八、拳銃六、小銃彈八八五二、手榴彈一一六、その他多數我が桑田中尉以下は二十二日午前五時半頃上海西南約二十キロ泗涇鎮の西北附近に蟠踞せる約百十名の敵を急襲、四十分分に渡つて壯烈な白兵戰の後これを殲滅した。戰果次の通り、敵の死體五六、俘虜小隊長一、兵二、捕獲品輕機四、小銃四四、拳銃二、小銃彈六八〇〇その他多數。

廣東の北方花縣一帶の殘敵は八月二十二日頃より積極的行動を開始するに至つたので、我が軍は敵の機先を制し悉くこれを撃退、八月二十八日迄における戰況左の如し、一、二十五日三水方面の部隊は約一千五百の敵を北支に撃退、敵の遺棄死體二百を下らず我損害極めて輕微。二、二十六日未明以來前後三回に互り重輕機を有する五百の敵は神岡部隊に對し

攻撃し來つたがこれを撃退北方に潰走せしめた。敵の遺棄死體百を下らず我に損害なし。三、二十八日午前零時半新街北方地區で第百五十三師に屬する敵約百を撃退、敵の遺棄死體三十、我に損害なし。四、二十八日百五十一師の敵約二百増城西方キロの阮屋寨附近に攻撃し來つたがこれを撃破、敵は死體百以上を殘して潰走、我損害戦死一、戰傷二。

### 八月三十日

此日午後二時半阿部信行大將に内閣總理親任の勅語を賜はらせられ、次で各閣員の親任式が行はせられた。

陸軍大將正三位勳一等 阿部 信行  
任内閣總理大臣兼外務大臣  
正三位勳一等 小原 直  
任内務大臣兼厚生大臣

企畫院總裁正四位勳二等 青木 一男  
任大藏大臣兼企畫院總裁

陸軍大將從三位 勳一等功五級 畑 俊六  
任陸軍大臣兼對滿事務局總裁

海軍中將正四位勳一等 吉田 善吾  
任海軍大臣

檢事從三位勳二等 宮城長五郎

任司法大臣

正三位勳二等 河原田稼吉

任文部大臣

從二位勳二等 伍堂 卓雄  
海軍造兵中將

任農林大臣兼商工大臣

正三位勳一等 永井柳太郎

任逓信大臣兼鐵道大臣

勳三等 金光 庸夫

任拓務大臣

正四位勳二等 遠藤 柳作

任内閣書記官長(高等官一等)

從四位勳三等 唐澤 俊樹

任法制局長官(高等官一等)

内閣總理大臣男爵 平沼騏一郎

外務大臣 有田 八郎

内務大臣侯爵 木戸 幸一

大藏大臣 石渡莊太郎

海軍大臣 米内 光政

司法大臣 鹽野 季彦

農林大臣 櫻内 幸雄

商工大臣 八田 嘉明

逓信大臣 田邊 治通

鐵道大臣 前田 米藏

拓務大臣 小磯 國昭

厚生大臣 廣瀨 久忠

陸軍大臣兼對 板垣征四郎  
滿事務局長總裁

樞密院議長公爵 近衛 文麿

依願國務大臣トシテ内閣ニ列スルヲ免ス

内閣書記官長 太田 耕造

法制局長官 黑崎 定三

依願免本官

海軍首腦長官の交迭

補軍事參議官 海軍大將 米内 光政

同 補聯合艦隊司令長官 海軍中將 鹽澤 幸一

同 第一艦隊司令長官 海軍中將 山本五十六

同 兼補海軍艦政本部長 同 豐田貞次郎

補軍令部出仕 同 氏家 長明

補海軍將官會議員 同 住山徳太郎

補海軍省軍需局長海軍少將 御宿 好

任海軍次官 海軍中將 住山徳太郎

阿部内相は三十日の初閣議で施政の根本方針を決定、閣議終了後午後九時首相談の形式で左の如く聲明した。

「今回不肖揃らずも大命を拜し、寔に恐懼感激の至りに禁へませぬ。たゞこの上は一意専心赤誠を捧げて輔弼の重任を完う致したい所存であります。今や

世界の情勢は多事多變にして、時局は極めて重大であります。然も東亞新秩序の確立は我が國不動の國策であり、これがために必要なる國際環境の調節亦現下の喫緊事であります。複雑多變を極めつゝある國際現情に對しては、帝國獨自の立場を嚴持し、自主的所信の遂行に邁進せんとするものであります。此の間帝國の立場を理解し協力を

吝まざる國に對しては、我が友邦とし

て共に世界の進運に協力すべく、又然らざる國に對しては斷乎たる決意を以て之に對處する覺悟であります。之と同時に内に於ては、國內機構を刷新して國防國家の新體制を強化し、軍備の充實、生産の擴充、輸出の振興、經濟統制の合理的促進等を斷行し、統後對策の徹底を計り、以て時艱の克服に邁進するものであります。現事變に對する帝國の方針は、既に確定不動のものであります。政府は學國一致此の方針を實踐して、光輝ある段階の實現に邁進する考へであります。之を要するに政府は明朗闊達之精神を以て百般の政務を遂行し、國民思想の正導、國民能力の高度的發揮を期するものであります。冀くば國民諸君も亦協心戮力以て帝國既定之國策の達成に精進せられん事を望んで止みません」

汪兆銘が昨年十二月二十九日和平通電を發するや全國各地支那民衆及び各地黨

部は響きに應ずる如く立上り、汪支持の通電を寄せ來り今や重慶當局は共產黨の壓迫により黨本來の職權機能を行使し得ざるに至つたので、汪副總裁に對し速かに第六次全國代表大會を招集し國是を協議せんことを要請する者續出した。かく

各地より代表二百四十餘名が參集するに至つたので、同黨では八月廿八日より三日間に亙り上海に於て第六次全國代表大會を開催し、一、本年一月一日以後の黨中央委員會及び監察委員會の一切の決議命令は完全に無効とする。一、黨總章を修正して總裁制を廢し、中央執行委員會首席を設け總理の職權を代行せしむ。

一、反共を以て黨の基本政策となす。一、日支關係を根本的に調整し速かに國交を回復する。一、中央執行委員會首席に授權し中央執行委員を指名し黨外の人士と協同して中央政治委員會を組織せしむ。

等の案外を決定、なほ黨の政綱を修正し長文の宣言を發表した。かくて汪兆銘は

滿場一致を以て中央執行委員會首席に推され、正式國民黨を代表して黨外同慶具眼の士と共同して中央政治委員會を組織して具體的和平救國運動に乗出すことゝなつた。

### 八月三十一日

大正八年閣令第十號地方鐵道法施行規則中改正(鐵道省令第五號)、小運送業法第十七條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件(鐵道省令第一三號)、小運送業法施行規則中改正(鐵道省令第一四號)公布

滿蒙國境外蒙ソ聯機ノ不法挑戰に對し一步も譲らぬ我荒鷲陣は第三次ノモンヘン事件に入つた二十三日以來三十日迄に更にソ聯機合計八十四機を確實に擊墜他に不確實なるもの十四機を墜してゐる第一次ノモンヘン事件以來廿二日迄の確實擊墜機數千百一機を加ふれば總計千百八十五機、不確實なものを加へると實に千三百十四機の驚異的數字を現出するに至つた。

潰滅の敵空軍が最近竊に重慶西南方約二十キロの白市驛に軍用飛行場を建設し重慶最後の防禦兵力として虎の子の飛行機大型戦闘機百數十機を擁し、蠢動を續けつゝあることを偵知した我が海軍航空隊の精銳部隊は三十一日末明二編隊を以て大舉奇襲、潰滅的大打撃を與へた。狼狽する敵は數百の探照燈を以て我を捕捉せんと躍起となり努力を續けたが、我が精銳は忽ち翼を返して目指す白市驛に向つた。突如颯風の如く來襲した我が精銳の翼下に一機すら飛立つ違もなく、只徒らに高射砲を盲射ちするばかり我が猛爆の下に周章狼狽するのみであつた。

バルシヤガル戦線の最前線にあつて優勢なソ軍機械化部隊の猛攻を撃退しつゝある山縣、須見、酒井、長谷部の各精銳部隊は敵十五サンチ加農榴彈砲の集中射撃下に壯烈無比の近迫肉弾戦を續けてゐる。ソ軍は重砲、戦、車火焰放射機を以て旺んに我が第一線を猛撃、夜となく晝

となく連續砲撃を繰り返す敵砲彈にバルシヤガル戦線の様相は今や全く草まり、夏草に蔽はれた陣地は砲彈に掘り返された原野と化した。

廿三日拂曉から撃ち出した敵砲彈は車軸を流す豪雨の如く我陣地に集中され、破片は四散し砲煙と砂煙に困難な程猛烈である。而もソ聯側は砲撃に有利な哈爾哈河對岸の高臺を占めてゐる。我が砲兵陣地が砲口を開くと敵陣は我に數倍する砲門を開いて十五サンチ加農榴彈を浴せかけて來る、ソ軍の砲撃は正確である。

我が砲兵部隊は一發一門撃破の正確な射撃を浴せかけ、次々に敵砲兵陣地を破壊し、地上部隊は敵戰車群を近距離に引寄せ、肉弾突撃を敢行し破壊炎上せしめ我軍の壯烈極まりなき鐵壁防禦陣は早くも一旬、バルシヤガル戦線に毅然と踏み止まつて越境ソ軍を反撃する。ホロンバイル作戦軍の士氣益々軒昂、ソ軍は三十日正午に至り我軍に制壓されつゝある。

蒙疆七百萬民衆が待望に待望を重ねた蒙疆新政權は愈一日を以てその成立を見ることがなつた。

九月一日

陸軍工科學校令中改正(勅令第六二四號) 陸軍自動車學校令中改正(勅令第六二五號)、昭和十四年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途ノ件(勅令第六三二號)公布

九月一日こそ初の「興亞奉公日」だ一億同胞が擧つて戦場の勞苦をしのんで自肅自戒、公私生活を刷新して國家總力を發揮すべき恒久實踐の日だ。この日帝都では全市民が黎明四時半のサイレンを合圖に起床、一家揃つて宮城を遙拜、皇恩に感謝し國威の伸張を祈念すると共に皇軍將兵の武運長久を祈願する。各官廳、會社、各學校でも始業に先立つて一齊に朝禮を行ひ興亞奉公の決意を新にして自肅の一日を迎へることになつてゐる。阿部新内閣が組閣以來初の行事がこの「興

照奉公日」で、當日の閣議は禁煙、共に

する晝餐も一汁一菜主義で行くことになつたのを始め、各官廳、會社並に一般食堂、飲食店、各家庭でも同様一汁一菜乃至料理品目獻立の制限、勿論酒は一滴も賣らぬ外に出征將兵への慰問文、慰問品また傷病將士の慰問についても各方面共積極的な活動を行ひ以て奉公日を意義あらしめることになつてゐる。また當日は震災十六周年に當るので正午を期して行はれる奉公日の國威伸張、皇軍將士の武運長久、英靈への感謝の默禱に先立つて午前十一時五十八分から一分間の默禱を捧げる。なほ明治神宮では一般の黎明參拜のため特に午前四時からの參拜を許すことにした。

九月一日午前七時半ダンチヒのナチス指導者フオルスター氏はダンチヒのドイツへの復歸を宣言し、ドイツ復歸宣言書に署名を終了、同時にヒトラー總統にダンチヒのドイツ復歸はこゝに完了したこ

とを電報で報告した。

ヒトラー總統は一日午前ダンチヒ最高主權者フオルスター氏の發したダンチヒ市大ドイツ復歸宣言を承認したが、續いてフオルスター氏はダンチヒ市民政長官に任命する旨發表した。尙ダンチヒのドイツ歸屬に關する法令は一日附を以て公布され即日効力を發生した。

ヒトラー總統は一日早朝果然獨國防軍に對し實力行使を發令した。右非常命令要旨左の通り、

「ポーランドは善隣關係を確立せんとする余の努力を拒絶し武力に訴へるの舉に出でた、ポーランド領内の獨人は今や流血暴虐の犠牲となり、その家を追はれるに至つた。打ち續くポーランドの國境侵犯は最早大國として忍び得ざるに至り、ポーランドが最早我が國境線を尊重せざることは明瞭となつた。余は總ての獨人が全力を盡して各自の義務を果さんことを期待する。爾等は

常に國家社會主義大ドイツを代表するものなることを忘ることなかれ、ドイツ民族ドイツ帝國萬歲」

ヒトラー總統は一日早朝ドイツ國防軍に對し命令を發し、武力に對しては武力を以て對抗せよと命令した。

ヒトラー總統は一日早曉全獨國防軍に對し實力行使を發令した。ドイツ政府は右發令と同時にバルチック海にある中立諸國船舶に對しダンチヒまたは附近の海港に入港せんとするものは自己の危險に於いてこれをなすべき旨警告した。

獨政府は一日早朝ラヂオを通じて獨海軍はポーランド軍港グヰニア港を封鎖した旨公表した。

ドイツ參謀本部は一日正午左の如く發表した。ドイツ國防軍はドイツ國土の防衛の爲にヒトラー總統の命により既に積極的行動を開始した。陸軍はポーランド軍の武力を制壓する目的を以て一日朝來獨波全國境よりポーランド領内

も含まれてゐる。

に進撃を開始した。同時にドイツ空軍はポーランドの軍事據點粉碎の目的を以て爆撃を開始した。ドイツ海軍はベルチツク海の守りに着き夫々配置を終了した。

一日午後バリーに達した情報によれば、獨逸軍のワルソー空襲によつてワルソーでは多數の死傷者を出した。

ドイツ參謀本部一日午後四時の發表によれば、同日ドイツ空軍爆撃機三箇中隊（約七十機）は大舉してワルソーの約百キロ南方にあるロドム市の軍用飛行場を爆撃し、多大の成果を収めたが同飛行場にはポーランド機の影を見ず、何らの抵抗も受けなかつたと、又別働隊はポーランドの主要軍事停車場軍事施設等にも爆弾の雨を降らせ壓倒的の効果を擧げた。

一日ワルソーよりニューヨークに達したAP電によれば、ドイツ空軍は一日午後四時半第五目のワルソー空襲を敢行ドイツ機は同市上を亂舞して隨所に爆彈を投下、ヴェイスツラ河の鐵橋を爆撃した右空襲に際し獨一機はポランド側防空砲火のため撃墜された。

ドイツ空軍は一日午前九時ポーランド首府ワルソーの爆撃を敢行したのを手初めとして、全國十六ヶ所を空襲したがその内にはクラカウ及びカトヴィツの兩市

ドイツ空軍は一日午前ワルソー爆撃を

敢行したが、ポーランド側放送局はワルソーを空襲したドイツ機は、ポーランド空軍及び防空部隊によつて撃退されたと左の如く發表した。ポーランド防空部隊及びポーランド空軍戦闘機部隊は一日午前ワルソーを空襲したドイツ軍を撃退した。又カトヴィツに於ては防空部隊が獨機一臺撃墜した。尙一日正午獨機は再びワルソーに飛來したものの如く市街に盛んに高射砲の音が聞えてゐる。

ヒトラー總統の國會演說要旨左の通り余はドイツの要求の貫徹を期し、現ポーランド政府がこれを承認するか或は新ポーランド政府が出現するまで戦ひ抜く決心だ。ポーランドの挑戦に對し余は忍耐に忍耐を續けたが遂に本日午前五時四十五分戦開始を命じた。我が無敵陸空軍は爆撃を敢行しつゝある。余もまた一兵卒として前線に赴くであらう。「勝利、か然らずんば、死か」これが余の金言である。如何なる事懸

が出現しようともドイツにとつて一九

一八年の再現は絶対に不可能なるを余

は世界に向つて斷言する。ドイツはナ

チズムを輸出しない。ソ聯に於てもボ

ルシエヴィズムにつき同様の認識に立

つてゐることが判明した。従つて獨ソ

兩國間の敵對關係は斷乎一掃されねば

ならぬ。獨ソ不侵略條約は即ちドイツ

外交史以來の大轉回を意味し、且決定

的のものである。フランスに對しては

余は茲に再び兩國間に領土的の紛争原

因なく友好的に併存すべきを確信する

旨を強く言明する。ドイツは西部に向

つて何等の目的をも有するものではな

い。余はイタリアの支援を感謝してや

まない。併し余はこの戰闘を敢行する

に當つて他國の援助に訴へようとは思

はない。我等は今回の使命を獨力で遂

行するであらう。余の中立國に對する

保障は余の嚴肅なる誓言である。他國

が侵犯しない限り余は徹底的に中立保

障を嚴守する。

### 九月二日

大日本航空株式會社、大日本航空會社所

得税又ハ營業收益税免除方申請ノ件(大

藏省令第四〇號)、帝國鐵業開發株式會社

所得税又ハ營業收益税免除方申請ノ件

(大藏省令第四一號)、重要輸出品取締法

施行規則中改正(商工省令第四五號)、昭

和十一年商工省告示第八十三號重要輸出

品検査標準中改正(商工省告示第二一九

號)、教育總監部令中改正(軍令陸第一七

號)公布

我海軍では支那沿岸封鎖の完壁を期す

るため、今回更に福建省中部海岸湄州浦

(福州・廈門中間)を封鎖することとなり、

二日午前右の旨在上海三浦總領事を通じ

て各國外交機關及び海關に通告を發し

た。

ポーランド側通信社の報ずるところに

よれば二日朝に至るまでにドイツ空軍が

ポーランドの都市、村落に加へた空襲は

合計九十四回に及びその結果百三十名の死者を出したがそのうち軍人は僅十二名で他は殆ど婦人及び子供であると。

一日遂に國境を越えて三方面よりポー

ランド國內に進撃を開始したドイツ軍は

ポーランド軍の抵抗を受けずその快速機

械化部隊をもつて行動開始後殆ど廻廊の

大半を占領、軍事的に壓倒的成果を納め

てゐるが、政治的にはドイツにとつて形

勢は尙全面的に好轉しつゝあるとはいは

れず、一日午後の英の總動員發令、佛の

總動員發令豫告等の材料を含んで勢ひに

よつては獨波間の戰闘行爲から更に由由

敷大事に事態の發展が懸念されるに至つ

た。

ドイツ國軍最高司令部は二日ドイツ軍

は着々戦果を収めて上部シレジアのテツ

シエン市を占據せる旨次の如く發表した

「ポーランド軍は道路橋梁等を爆破して

旺んに抵抗を試みつゝあるが、ドイツ軍

は敵を粉碎して一路進撃を續けつゝあり

遂にテツシエン(上部シレジア)市はドイツ軍の手に歸した

社團法人同盟通信社々長貴族院議員岩永祐吉氏死去。

### 九月三日

チエンパレン首相は三日午前十一時十五分(日本時間午後七時十五分)對獨最後通牒の期限完了とともに英國の對獨戰爭を宣言した。同首相はダウニング街十番の官邸より全世界に向つて「英國はドイツと戰爭状態に入つたことを告げねばならなくなつた」と放送した。

フランス政府はドイツ軍がポーランドより撤退しなかつた場合パリ時間三日午後五時(日本時間四日午前一時)を期して參戰する旨を發表した。

チエンパレン英首相の對獨宣戰聲明において「フランスも亦フランスの與へた契約を履行するため英國と同一行動を執りつゝある」旨聲明した。

アイルランド自由國(エーア)政府は三

日大戰勃發に際しては嚴正中立を守る旨公表した。又アイルランド自由國はドイツ政府より不侵略の保障を得たとも傳へられてゐる。

オランダ政府は三日直に嚴正中立を宣言した。

ベルギー政府はイギリスの對獨宣戰布告の三日關係各國に對し、ベルギーは嚴正中立を堅持する旨通告した。

ハンガリー政府は三日午後ラヂオを通じてハンガリー、ユー斯拉ヴィア、ルーマニア、ブルガリアの四國政府は歐洲大戰勃發の場合には中國プロツクを形成すべく協議中である旨公表した。

北海道政界の偉材東武氏午後十時過ぎ死去、享年七十一。

米大統領は三日夜ラヂオで放送し「アメリカは飽くまで中立を守るであらう。余は力の及ぶ限りアメリカを平和に保つべく努力するであらう」と宣言したが、續いて左の如き意味深き言葉を述べた。

「しかし余はアメリカ人の考へ方までが中立的でなければならぬと求むることは出来ない。中立國の國民と雖も良心をなぐしてしまへと要求される理由がないからである」

三日夜スコットランド西北のヘブリヂイズ島西方二百哩の大西洋上で突如水雷の攻撃を受けて英汽船アセニア號(一三、四六五トン)は沈没した旨公表された。アセニア號は九月二日リヴァプール出帆カナダのモントリオールに赴く途中にあつた。尙船客千四百名中には米人數名も含まれて居る。

### 九月四日

民有林計畫實施獎勵規則(農林省令第四一號)公布

政府は歐洲動亂に對處すべき帝國政府の根本態度を四日午前の臨時閣議で決定阿部首相は午後二時半參内、右の閣議決定を委曲奏上して同三時退下、右方針を中外に表明すべき政府聲明は豫定より遅



れて四日午後七時卅五分内閣から左の如く公表された。

今次歐洲戰爭勃發に際しては帝國は之に介入せず専ら支那事變の解決に邁進せんとす。

フランス陸軍省は四日午前十一時半コンミュニケ第一號を以て次の如く發表した。軍事行動は陸海空三軍参加の下に開始された。なほ行動の行はれてゐる地點は軍事上の祕密として公表されぬ。

フランス政府は四日對獨開戰以來最初のコンミュニケを以て、フランス陸海空三軍は一齊に軍事行動を起した旨發表した。

四日ルクセンブルグにおいては獨佛國境方面より猛烈な砲聲が明瞭に聞えた。右砲聲は早朝より始つた、レオポール白國帝皇は親しくベルギー陸軍の指揮を執り、ベルギー内閣は中立維持のため改組された。

四日午後五時ドイツ爆撃機の大編隊は

再びワルソー上空に飛來し、戰爭開始以來最大ともいふべき大爆撃を行つた。ドイツ機は市郊外の各地に爆彈の雨を降らせこれに對しポーランド高射砲隊も猛烈な防空砲火を集中して多數のドイツ機を撃墜したと傳へられるが、その中一臺は街路の真ん中に墜落した。この大空襲による死傷者並に損害は未だ不明である。

ドイツ參謀本部の發表によると四日廻廊の全地域を占領したドイツ軍は廻廊の北部に於て包圍戰によりポーランド軍將士一萬五千名を捕虜にしたと。

### 九月五日

總動員試験研究施行規則(閣令第一二號)纖維製品製造制限規則(商工省令第四六號)公布

澤田外務次官は五日午後五時より順次に英國大使、佛國大使、米國代理大使、ドイツ大使、伊太利大使及び波蘭大使を招致し、右各國代表者中歐洲戰爭參加の交戰國たる英、佛、獨、波の各國代表者

に對しそれ〴〵歐洲戰爭勃發に際し帝國のとるべき方針についての昨四日阿部首相聲明の内容を通告すると共に、右方針に鑑み帝國政府は列國の支那事變に對する態度乃至動向につき重大なる關心を有する次第を申入れ、且支那に於て交戰國との間に不慮の事端を誘發するの虞れある原因を除去することにつき交戰國の深甚なる考慮を促し、又中立國たる米伊兩國の代表者に對しては右交戰國代表者に對する申入れの次第を通報するところがあつた。

我が空軍精銳青木部隊は四日午前十一時頃ハンダガヤ上空において敵のイ十五十六型の編隊群約八十機と遭遇、壯烈なる空中戰の後その二十二機を確實に(この外稍確實なるもの十六機)撃墜した。

内務省關係人事の異動行はる。  
北支臨時政府法制顧問 大達 茂雄  
任内務次官

任文部次官 神奈川縣知事 大村 清一

任警視總監 大阪府知事 池田 清

依願免本官

内務次官 館 哲二

なつた。

任大阪府知事

宮城縣知事 戸塚九一郎

警保局長 安藤狂四郎

五日夜ワルソニーは引續きドイツ空軍の爆彈及び機關銃に惱まされてゐるが、俄然四日夜から住民の避難のための移動が開始され、無数の避難民はあらゆる交通機關を利用して東部及び東南部に向け陸

任北海道廳長官

警保局長 阿山縣知事 本間 精

日本經濟聯盟專務理事串田萬藏氏午後五時四十五分逝去、東京府の人享年七十

任警保局長

廣島縣知事 飯沼 一省

三。

九月六日

は新聞も發行を中止し、ラヂオ放送もなくなつた模様で住民は呆氣に取られ、東方に避難しようといつて、東部の安全地帯に急行しつつある。日本大使館を始めとし列國の大使館、公使館の人々も一二の留守居を殘して續々東部に向け避難しつつある。

任神奈川縣知事

福島縣知事 君島 清吉

農林水産物及農林水産用品販賣價格取締規則（農林省令第四二號）公布

任新潟縣知事

厚生省職業部長 熊谷 憲一

ポーランド攻略のドイツ國防軍は破竹の如き勢で一路ワルソニーに向け進撃してゐるが、五日ポーランド側の情報に依ればドイツ軍は一擧に首都ワルソニーを粉碎すべく四百五十臺の快速戰車隊を先頭にワルソニーに鉾鏃を擬しつゝ猛進中といはれる。

任岡山縣知事

德島縣知事 清水 良策

ワルソニーよりブダペスト外交界に入つた報道によれば、ポーランド政府はドイツ軍の破竹の進撃の前に遂に五日夜ワルソニーより引揚げ、首都をワルソニーの東南百五十キロのルブリンに移轉することゝ

任廣島縣知事

宮崎縣知事 相川 勝六

ワルソニー放送局は六日ポーランド政府機關の一部は遂にワルソニー撤退を余儀なくされた旨公表した。

任福島縣知事

警保局保安課長 橋本 清吉

ドイツ軍最高司令部は六日ドイツ軍はクラカウ北々東百キロの地點にあるキエルトツエを占領した旨を發表した。

任大阪府總務部長

長谷川 透

イタリア政府は遂に中立を決定するに

任宮崎縣知事

警視廳警務部長 荒木 義夫

任德島縣知事

大阪府警察部長 高野 源進

任警視廳警務部長

至つた。右は獨伊同盟條約附屬秘密協定の規定によるもので同規定は次の如きものである。

第一 ダンテヒ問題は戦争の原因たらず第二 若し一般的情勢が戦争を必要とする場合は一九四一年にこれを斷行する

なほイタリヤ政府は獨ソ不侵略條約締結の際にはイニシアチヴをとつたが、目下ベルリンにおいて進行中の獨ソ軍事同盟締結に關しては全然無關係の地位をとることに決定した。

憲政の功勞者濱田國松氏午前九時十五分逝去、三重縣の出身、享年七十二。

九月七日

陸軍中將正四位  
勳一等功五級 梅津美治郎  
兼任特命全權大使、滿洲國駐劄被仰付

陸軍大將兼特命全權大使 植田 謙吉  
免兼官

ドイツ側發表によればドイツ軍は七日朝ロツツを占領、ポーランド軍は六日夜來浮足立つて全線に互り敗走し始めた。

七日朝ドイツ空軍のワルソノ軍事施設爆撃によるワルソノ西停車場は火災を起し目下盛んに延焼中である。

ヒトラー總統は目下廻廊戰線のグラウデニツ附近にあり、前線東部野戰病院を訪れ傷兵を激勵しつゝあり。

英國貨物船マナール號(七、二四二トシ)は大西洋に於て撃沈、乗組員のうち二十九名は七日スポンに到着したが彼等は、同船は水雷攻撃を受けたものであると語つてゐる。なほ乗組員の行方不明者は五十八名あると。

文壇の耆宿泉鏡太郎(鏡花)午後二時四十五分死去、金澤の人享年六十七。

英國陸軍參謀總長アイアンサイド大將は七日突如、パリに姿を現はし、フランス國防總監ガムラン大將と對獨作戰につき長時間に互つて協議を遂げた。會談の内容容は英佛共同作戰に關し重要打合せを行つたものとみられるが、アイアンサイド大將のパリ訪問は英國軍が既に獨佛國境

に配備されたことを示すものとして注目されてゐる。

フランス政府情報官ジロード氏は英國の軍事的援助の重要性を指摘して左の如く語つた「現在英國の軍事的援助は曩の歐洲大戰開始當時とは比較にならぬ程重要である。一九一四年には獨が強大な海軍を有して居たのに反し、今回英國は海上に絶對的優勢を持してゐる」

九月八日

商業調査規則(商工省令第四八號)、工業調査規則(商工省令第四九號)公布

フランス軍の重砲はラウテルブルリザレルに至るジークフリート線正面に對し目下砲撃を集中しつゝある。佛軍前衛部隊は前線北部に進出中で獨軍機關銃座は續々占領され、佛軍の前進據點となりつゝある。一方ドイツ軍はモーゼル溪谷に主力を集中しつゝあり、英のアイアンサイド將軍並にニューオール英空軍司令は佛のガムラン將軍並にヴィユマン佛

空軍司令と協議を凝らしつゝあり。

フランス軍最高司令部は獨佛國境の戦況につき八日第九次コンミュニケを以てフランス軍は諸重要地點に於て部分的に著々前進し、或る地點に於ては今後のフランス軍の進撃にとつて情勢著るしく有利となつた旨發表した。

今回の地方長官の異動に伴ふ部長級の異動は左の如く發令された。

- 企畫院第三部長 中村敬之進
- 警視廳官房主事 水池 亮
- 内務省警務課長 大島 弘夫
- 富山縣警察部長 赤羽 穰
- 警視廳衛生部長 山内 逸造
- 内務省圖書課長 生悅住求馬
- 内務省計畫局都市計畫課長
- 内務省圖書課長
- 内務省地方局監査課長

領事兼内務書記官(上海) 坂 信彌

任警視廳官房主事

茨城縣警察部長

任警視廳衛生部長

内務省地方局監査課長

任東京府總務部長

福岡縣總務部長

任大阪府總務部長

内務省警保局警務課長

任大阪府警察部長

和歌山縣學務部長

任茨城縣警察部長

厚生省指導課長

任愛知縣經濟部長

愛知縣經濟部長

任福井縣總務部長

大阪府學務課長

任青森縣經濟部長

愛媛縣經濟部長

任富山縣警察部長

警視廳工場課長

任和歌山縣學務部長

青森縣經濟部長

任愛媛縣經濟部長

警保局外專課長

任福岡縣總務部長

内務事務官

任群馬縣學務部長

福井縣總務部長

依願免本官

群馬縣學務部長

任厚生省勞働局指導課長

土木局事務官

任厚生省職業部監理課長

内務省計畫局都市計畫課長

任企畫院第三部長(二)

九月九日

ドイツ政府スポークスマンは九日「ヒトラー總統はドイツ東部國境を一九一四年の狀態に回復した」と述べた。右スポークスマンは外人記者團との會見でヒトラー總統はかゝる地域をドイツに併合す

る意圖なることを示したが、これによりドイツは一萬七千八百十平方哩の土地と三百八十五萬四千名の住民を増加することになると云ふ。

## 九月十日

畏き邊では津浦線戦線に勳功を樹て一昨年九月天津陸軍病院で病死した平岩棟一少將(功四旭)以下陸軍の戦死者四千八百八十四名に對して恩賞の御沙汰あらせられ、支那事變論功行賞第十四回分(陸軍だけでは第十三回分)として十日午前零時内閣恩賞局並に陸軍から公表された何れも昭和十二年七月十四日から今年五月十九日までの間に主として事變地各方面に於て數々の武勳を樹てながら惜しくも病疫に散つた勇士達で、そのうち將校は平岩、前野兩陸軍少將、吉井軍醫少將以下八十一名、准士官、下士官、兵三千九百五十二名、軍屬は鐵道關係者、通信關係者、通譯、看護婦、臺灣人の軍夫等々百五十一名である。なほこのうち武功

卓越して金鷄勳章を叙賜された勇士は三百六名で、うち殊勳甲として優賞された者は大嶋治夫歩兵軍曹(功六旭八)、竹澤孝次歩兵伍長(功六旭八)の二名である。

フランス軍當局は十日夜次の如きコミュニケーションを發表した。「我軍は繼續的且つ組織的作戰行動に依りザール、ゾーグに間に進出せり、獨軍はジエルク北東地域に於いてモーゼル河東方に攻撃態勢を取りつゝあり、英佛海軍はイギリス海峡及び北海に於て敷設機雷網の除去作業を實施した。

ドイツ軍はワルソー周邊の戦線を補強するため一先づワルソー中心部より撤退した。十日ドイツ空軍のワルソー空襲は終日繰返し行はれ、その敷實に四十回に及び加ふるに無数の戦車もまた猛攻を加へ來り、これに對するポーランド軍の彈幕砲火も物凄く各地よりの避難民を合せて人口二百萬に膨脹したワルソーは今や第二のマドリッドたらんとしてゐる。尙

市中では兒童までが懸命にバリケード築造を手傳つてゐる。ワルソーは食料品の不足から飢餓漸く迫らんとしてゐる。

ドイツ軍一部機械化部隊はロツツ占據に先立ち深く敵陣に突入し、既に八日ワルソーの一角に侵入したが、首都を死守するポーランド軍の猛反撃に遭ひ遂に市街戦となつた。ポーランド軍は市内各道路に巨大な戦車塚を掘つてドイツ機械化部隊の進出を阻止する一方、各民家の屋上に陣地を構築し必死の抵抗を續けワルソー全市は一大要塞と化した觀がある。

ドイツ軍は市街に猛撃を加へ、巨砲の偉力と相俟つて破壊作戰に出でながら南北の激戦を偲ばせるものがあり、ドイツ軍も苦戦を續けてゐる。

## 九月十一日

昨十日執行せる多額納税議員總選舉は北海道、福島、山形、高知、愛媛の一道四縣を除き開票したるに當選者六十二、内民政黨一一、同系三、政友會二〇、同系

九月十二日

九、國民同盟一、中立一八（北海道二、山形一は算入）の結果を見た。

ポーランド人労働者を以て組織された義勇軍とドイツ軍の機械化部隊と撃突して壯烈なる戦闘が展開された。家屋は急ごしらへの防備陣地を敷き女子供まで防禦軍に参加した到る處に塹壕を掘り、ドイツ軍戰車隊の進行を阻止し道路から道路へ連絡するトーチカも無數に設けられ、これら塹壕やトーチカの附近には可憐な少年が健氣にも監視の任につき、ガソリンの入ったビンを携へてドイツ軍戰車に向つてなげつけると同時に點火する用意をしてゐる。この決死的防衛戰術に對しては流石のドイツ戰車隊も甚だしく進行を阻まれざるを得ない。かくしてドイツ軍もいよ／＼ポーランド軍の主力と一大會戰を近く決行して、雌雄を決せんと覺悟をするに至り、一九一五年以來の大會戰が數日中に獨波間に行はれるであらうと見られる。

興亞技術委員會官制（勅令第六三六號）、

司法保護事業法施行期日（九月十四日）ノ件（勅令第六四二號）、司法保護事業委員會々制（勅令第六四三號）、司法保護委員會（勅令第六四四號）、毛製品ステープルファイバー等混用規則中改正（商工省令第五〇號）公布

我が陸軍は十二日歴史的人事を發表し事變處理に飽く迄邁進する帝國政府不轉の意思に飽く迄邁進する帝國政府不轉の意思に即應して、こゝに劃期的な支那派遣全軍の總司令部が設置せられ、總司令官には教育總監西尾壽造大將、總參謀長には前陸相板垣征四郎中將が任命せられ、またこれに伴つて陸軍首腦の大異動が斷行され、關東軍司令官植田謙吉大將は勇退、その後任には部内最高長老を据ゑる滿洲事變以來の傳統を破つて、梅津美治郎中將が拔擢起用せられた。

英國政府は十二日政府職員の一部をロンドンより某地へ移轉せしむる旨發表し

た。右によりロンドンを引揚げる職員は七、八千名に及ぶものと見られてゐるが戰爭に直接關係なき各省は全員ロンドンに残留する旨聲明されてゐる。官邊ではロンドンを引揚げる各省は某地において一層安全に且能率的に事務を遂行し得るものであり、政府全體がロンドンを引揚げるといふやうなことは絶対にないと語つてゐる。

九月十三日

阿部内閣の政綱政策は十三日發表された其全文左の如し、

國體の本義に徹し、外交を調整し國防を強北し、産業を振興し、銃後生活を確保する等凡國政の全般に互り不斷の努力を傾注すると共に、特に現下の重大時局に處し現内閣が堅き決意を以て其の具現に邁進せんとする當面の要務概ね左の如し、

一、根本方針 政策の中核を支那事變の處理に置き、外は自主的立場を堅持し

て複雑微妙なる國際情勢に對處し、内は軍備の充實と基本國力の培養とに精進し、内外諸般の施策を此の目的に統合集中し、以て日滿一體の實を擧げ、日支新關係の實現を期す。

一、支那事變の處理 支那事變の處理は曩に決定せられたる確固不動の根本方針あり、最近抗日政權の實力漸く減退し、又近く新中央政府の成立を見んとするの趨勢に鑑み、進んで之が成立を援助し、之と協力し、更に適切機宜の方策を講じて事變處理の完遂を圖る。

一、綜合經濟力の擴充運用 急迫せる國際情勢の近情に鑑み重要國防資源の自給自足を實現するが爲め、生産力擴充計畫の實行を促進すると共に、新情勢に應ずる貿易體制を強化整備す、生産力擴充計畫その他經濟諸部門に互り、速に日滿支を通ずる綜合計畫を確立し之が圓滑なる運用を期す。

一、國家總動員體制の整備強化 國家總

動員體制の整備強化、就中總動員指導體系の確立、物資動員の整備、物價統制の徹底、勞務の需給調整の速なる實現を期す。

一、諸制度の刷新並に運用國政の全般に互り、官民協力の實を擧げ、政府各部の連絡協調を一層緊密ならしめ、敏速にして統一ある處理を確保するは刻下の急務なるに鑑み、行政機構官吏其他各般の制度の刷新並に運用の改善に付適切なる方策を講ぜんことを期す。

ドイツ軍はワルソーの完全占領及びその附近のポーランド軍に徹底的の總攻撃を加へる決意を固め、十三日朝ワルソー市内に飛行機からビラを撒き「ワルソー市内は戰場と化する惧あり、全市民は即時立退くべし」と警告した。去る八日ドイツ軍は少數部隊を以てワルソー市の西端に取りつきその後市街を破壊せずしてこれを手中に收めんと隱忍自重したにも拘らず、市街東方に位置したポーランド

軍が盛にワルソー市外に砲撃を加へたためドイツ軍も遂にワルソー市を繞る總攻撃を敢行することになつたものである。

多額納税議員選舉の結果は福岡、高知、愛媛三縣の分開票したるに民政一、政友一、中立二で全道府縣を通して民政一二政友二一、中立二〇となつた。

十三日夜のドイツ側報道は「獨軍はワルソーを完全に包圍した」と言明した。即ち南北兩路から進撃中のドイツ軍二部隊はワルソー東部國境に達し、ワルソー市東端を終點とする鐵道を既に突破したと報ぜられる。その他のドイツ軍各部隊は北方及び西方から進撃中である。

英國政府は十三日議會において英佛兩國はヒトラー主義の脅威が除去せらるゝ迄は斷じて和平交渉に應ずる餘地なきものと考ふる旨を明かにし、右に關する英佛共同聲明を下院においてチエンパレン首相が、上院においてはスタナツプ樞相がこれを朗讀した。